

平成 30 年度

定期 監査 結果 報告 書

松 阪 市 監 査 委 員

18 松 監 第 000187 号
平成 31 年 2 月 28 日

松阪市監査委員 西 村 和 浩
松阪市監査委員 加 藤 恭 子
松阪市監査委員 沖 和 哉

平成 30 年度定期監査結果報告について

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、次のとおり報告します。

なお、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、当該監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

第1 監査対象箇所及び実施期間

(平成30年6月20日～平成30年11月19日)

対 象 箇 所		監 査 実 施 日	対 象 箇 所		監 査 実 施 日
秘 書 広 報 課		30. 8. 7	環 境 生 活 部		
防 災 対 策 課		8. 7	環 境 課		30. 8. 1
企 画 振 興 部			清 掃 事 業 課		7. 24
経 営 企 画 課		7. 10	清 掃 政 策 課		7. 24
情 報 企 画 課		10. 26	清 掃 施 設 課		8. 1
市 政 改 革 課		7. 10	飯 南 ・ 飯 高 環 境 事 務 所		8. 1
地 域 づ くり 連 携 課		7. 24	戸 籍 住 民 課		7. 18
嬉 野 地 域 振 興 局	地 域 振 興 課	8. 7	地 域 安 全 対 策 課		8. 29
	地 域 住 民 課	7. 18	人 権 ・ 男 女 共 同 参 画 課		7. 24
三 雲 地 域 振 興 局	地 域 振 興 課	8. 7	健 康 福 祉 部 (福 祉 事 務 所)		
	地 域 住 民 課	7. 18	地 域 福 祉 課		8. 29
飯 南 地 域 振 興 局	地 域 振 興 課	8. 7	障 が い 福 祉 課		8. 29
	地 域 住 民 課	7. 18	保 護 課		10. 23
飯 高 地 域 振 興 局	地 域 振 興 課	8. 7	高 齢 者 支 援 課		11. 13
	地 域 住 民 課	7. 18	介 護 保 険 課		11. 13
総 務 部			保 険 年 金 課		11. 5
総 務 課		8. 7	健 康 づ くり 課		8. 29
財 務 課		11. 1	こ ども 局	こ ども 支 援 課	10. 23
職 員 課		11. 13		こ ども 未 来 課	10. 23
契 約 監 理 課		7. 10		子 ども 発 達 総 合 支 援 セ ン タ ー	11. 13
市 民 税 課		10. 17			
資 産 税 課		10. 17			
収 納 課		10. 17			
債 権 回 収 対 策 課		11. 5			

対 象 箇 所	監 査 実 施 日	対 象 箇 所	監 査 実 施 日
産 業 文 化 部		消 防 団 事 務 局	30 . 7 . 18
商 工 政 策 課	30 . 7 . 18	会 計 管 理 課	11 . 1
観 光 交 流 課	11 . 5	市 民 病 院	6 . 20
地 域 ブ ラ ン ド 課	11 . 5	上 下 水 道 部	6 . 20 7 . 10
競 輪 事 業 課	11 . 5	教 育 委 員 会 事 務 局	
企 業 誘 致 連 携 課	11 . 1	教 育 総 務 課	10 . 26
農 水 振 興 課	10 . 17	学 校 教 育 課	10 . 26
林 業 振 興 課	10 . 17	学 校 支 援 課	10 . 26
農 村 整 備 課	10 . 17	生 涯 学 習 課	11 . 13
文 化 課	10 . 23	ス ポ ー ツ 課	11 . 1
北 部 農 林 水 産 事 務 所	10 . 17	国 体 推 進 室	11 . 1
西 部 農 林 水 産 事 務 所	10 . 17	給 食 管 理 課	11 . 19
建 設 部		北 部 教 育 事 務 所	10 . 26
土 木 課	8 . 1	西 部 教 育 事 務 所	10 . 26
建 設 保 全 課	11 . 1	議 会 事 務 局	7 . 18
住 宅 課	7 . 24	農 業 委 員 会 事 務 局	7 . 18
用 地 対 策 課	7 . 10	監 査 委 員 事 務 局	11 . 19
都 市 計 画 課	10 . 26	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	8 . 7
営 繕 課	7 . 24		
建 築 開 発 課	10 . 23		
北 部 建 設 保 全 事 務 所	11 . 1		
西 部 建 設 保 全 事 務 所	11 . 1		

第2 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

(2) 監査の対象とした事項

平成29年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

必要に応じて平成30年度各課監査日までの事務事業の執行について

(3) 監査の基準

全国都市監査委員会の「都市監査基準」（平成28年8月25日施行）に準拠

第3 監査の方法

本年度の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、各所属長の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。また、平成29年度監査結果の意見に対する取り組み等、措置状況についても合わせて確認した。

(1) 予算の執行は適法かつ効果的に行われたか。

(2) 事務事業は予算の目的に基づいて行われたか。

(3) 契約事務が公正適切に行われたか。

(4) 財産の取得管理、現金及び物品出納事務が適正に実施されたか。

(5) 補助金交付事務は、補助金交付規則及び補助金交付要綱に基づき適正に行われたか。

(6) 事務の執行が合理的かつ効率的に行われたか。

(7) 職員服務規律等の徹底に取り組まれたか。

なお、平成30年8月10日付けで議員選出監査委員の交代があったため、8月9日までは西村和浩、加藤恭子、中村良子が、8月10日以後は西村和浩、加藤恭子、沖和哉が監査を行った。

第4 監査の結果

監査の対象とした平成29年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、おおむね適正に執行されていた。後述のとおり、一部に改善・検討を要する事項が認められた。これらについては、内容を十分検討し、速やかに必要な措置を講ずるなど、適正な事務事業の執行に万全を期されたい。なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度口頭・文書で善処を指示した。

多くの課に共通する事項

- 「納品書兼検査書（履行届兼検査合格報告書）」の不成品・不備が多数見受けられた。「松阪市契約規則」、「松阪市物品及び業務委託契約執行規程」に基づき、適正に事務処理を行われたい。

【秘書広報課、防災対策課、情報企画課、地域づくり連携課、地域振興課（三雲、飯高）、地域住民課（嬉野、飯高）、総務課、財務課、職員課、環境課、清掃事業課、清掃政策課、飯南・飯高環境事務所、戸籍住民課、人権・男女共同参画課、障がい福祉課、高齢者支援課、健康づくり課、こども支援課、こども未来課、商工政策課、観光交流課、企業誘致連携課、農水振興課、林業振興課、農村整備課、文化課、土木課、建設保全課、住宅課、北部建設保全事務所、松阪市民病院、教育総務課、生涯学習課、スポーツ課、北部教育事務所、西部教育事務所、議会事務局、選挙管理委員会事務局】

- 予算減額等による特約事項（契約解除条項）の条件が付されていない長期継続契約、債務負担行為の設定がない自動更新条項付契約が散見された。

【防災対策課、地域振興課（嬉野、三雲、飯南）、地域住民課（嬉野、飯南）、財務課、収納課、飯南・飯高環境事務所、地域安全対策課、地域福祉課、障がい福祉課、高齢者支援課、介護保険課、こども未来課、商工政策課、観光交流課、地域ブランド課、林業振興課、文化課、北部建設保全事務所、消防団事務局、松阪市民病院、上下水道部、学校支援課、生涯学習課、スポーツ課、北部教育事務所、西部教育事務所】

- 電気保安管理業務や機械警備業務の委託契約については、従来から契約している一者のみを選定して随意契約を締結している。特定の者でなくとも受託できる業務に係る委託については、複数の者による競争のうえ契約の相手方を決定するよう見直しを検討されたい。

【秘書広報課、地域づくり連携課、地域振興課（嬉野、三雲、飯南、飯高）、地域住民課（嬉野、飯南）、財務課、環境課、清掃政策課、清掃施設課、飯南・飯高環境事務所、地域福祉課、高齢者支援課、介護保険課、健康づくり課、こども支援課、こども未来課、子ども発達総合支援センター、商工政策課、観光交流課、林業振興課、農村整備課、文化課、西部農林水産事務所、土木課、建設保全課、北部建設保全事務所、松阪市民病院、上下水道部、教育総務課、学校支援課、生涯学習課、

スポーツ課、給食管理課、北部教育事務所、西部教育事務所】

- 支出負担行為に係る決議において、決裁区分誤りが散見された。「松阪市予算の編成及び執行に関する規則」、「決裁事務の適正な取扱いに関するガイドライン」に基づき、適正な事務処理をされたい。

【防災対策課、情報企画課、地域づくり連携課、地域振興課（嬉野、飯高）、地域住民課（嬉野、三雲、飯南、飯高）、財務課、収納課、地域福祉課、高齢者支援課、介護保険課、保険年金課、健康づくり課、こども支援課、こども未来課、観光交流課、競輪事業課、農水振興課、林業振興課、農村整備課、文化課、北部農林水産事務所、建設保全課、建築開発課、北部建設保全事務所、教育総務課、学校教育課、学校支援課、生涯学習課、スポーツ課、給食管理課】

- 随意契約において、適用条項の記載がないもの、また、適用条項の記載はあるが適切でないもの、理由が記載されていないものなどが見受けられた。随意契約を行う場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号までの法的根拠と理由を起案書に明確に記載し、説明責任を果たされたい。

【地域振興課（飯南、飯高）、地域住民課（嬉野）、総務課、財務課、清掃施設課、地域福祉課、障がい福祉課、高齢者支援課、こども支援課、商工政策課、北部農林水産事務所、建設保全課、住宅課、松阪市民病院、学校教育課、生涯学習課、スポーツ課】

個別事項

◎ 秘書広報課

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。

◎ 防災対策課

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。

◎ 企画振興部

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。

【情報企画課、地域づくり連携課、地域振興課（嬉野、三雲、飯南、飯高）、
地域住民課（嬉野、三雲、飯南、飯高）】

- 地区集会所建設事業補助金交付要綱について、自治会等が利用しやすい補助金となるように、概算払請求の条件等、交付要綱の見直しを検討されたい。

【地域づくり連携課】

◎ 総務部

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。

【総務課、財務課、職員課、収納課】

- 職員通信教育講座受講補助金について、29年度の受講修了者は、前年度に比べ増加した。しかし、まだまだ受講人数が少ないように思われる。新規採用職員の受講、業務に関連する講座内容の検討等、多くの職員が受講する有効な制度とされたい。

【職員課】

◎ 環境生活部

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。
【環境課、清掃事業課、清掃政策課、清掃施設課、飯南・飯高環境事務所、
戸籍住民課、地域安全対策課、人権・男女共同参画課】

- 交通安全教育指導員「とまとーず」の源泉所得税を現金保管している。リスクが伴うため、支払時に通帳から支出するなど管理方法の見直しを検討されたい。

【地域安全対策課】

◎ 健康福祉部・福祉事務所

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。
【地域福祉課、障がい福祉課、高齢者支援課、介護保険課、保険年金課、
健康づくり課、こども支援課、こども未来課、子ども発達総合支援センター】

◎ 産業文化部

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。
【商工政策課、観光交流課、地域ブランド課、競輪事業課、企業誘致連携課、
農水振興課、林業振興課、農村整備課、文化課、北部農林水産事務所、
西部農林水産事務所】

- 通常の補助金交付事務処理では、事業実施前に交付申請を行い、補助金の交付決定があった後に事業着手することになるが、補助対象者が交付決定前に発注・支出しているものがある。
【商工政策課、農村整備課】

- 松阪市多面的機能支払交付金について、出納整理期間中の4月に提出された実績報告書で履行確認がなされていた。「会計年度及びその独立の原則」に従い、適正に処理されたい。

【農村整備課】

◎ 建設部

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。

【土木課、建設保全課、住宅課、建築開発課、北部建設保全事務所】

◎ 消防団事務局

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。

◎ 会計管理課

指摘要望事項

- 特に述べることはない。

◎ 松阪市民病院

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。

◎ 上下水道部

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。

◎ 教育委員会事務局

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。

【教育総務課、学校教育課、学校支援課、生涯学習課、スポーツ課、給食管理課、北部教育事務所、西部教育事務所】

- 通常の補助金交付事務処理では、事業実施前に交付申請を行い、補助金の交付決定があった後に事業着手することになるが、補助対象者が交付決定前に発注・支出しているものがある。

【生涯学習課】

- 松阪市体育協会加盟団体育成強化補助金について、補助対象外と思われる経費が補助対象経費として計上されている。再度、精査し、補助対象経費が正しく計上されているか確認されたい。

【スポーツ課】

- 補助金の支払いは、額を確定した後の支払いが原則である。補助金等交付規則には、「市長が補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払又は前払金をすることができる」と規定されており、概算払又は前払金をする場合は、事前に決裁をとられたい。

【学校教育課、スポーツ課】

- 消耗品費において、過年度に納品された物品が、新年度に納品されたこととして支出していたので適正に処理されたい。

【西部教育事務所】

◎ 議会事務局

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。

◎ 農業委員会事務局

指摘要望事項

- 特に述べることはない。

◎ 監査委員事務局

指摘要望事項

- 特に述べることはない。

◎ 選挙管理委員会事務局

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。

意見

◎ 契約事務について

・契約方法は、一般競争入札によることが原則とされており、指名競争入札及び随意契約は例外的に実施できるものである。

随意契約においては、法的根拠、理由を明確にしなければならない。特に一者単独の随意契約にあっては、長年の実績や経験をもって「競争入札に適しない」とするのではなく、他に受託可能な業者はないか、同種の業務の状況や市場動向の把握に努め、契約価格の妥当性を担保されたい。

・適正な契約事務について、契約監理課から各部局に指導は行われているが、周知徹底されていない状況が続いている。担当者はもとより決裁者もマニュアル等の再確認や研修への参加など、契約事務のスキルアップを図られたい。

また、契約監理課においては、継続して各部局への指導に取り組まれたい。

◎ 補助金交付事務について

・補助金については、松阪市補助金等交付規則や個々の補助金等交付要綱に基づき交付している。しかしながら、一部に要綱どおりの事務が行われていない事案が見受けられた。交付要綱を順守し、適正な事務手続きを行われたい。また、交付要綱等が実態に合わないのであれば交付要綱等の見直しを行われたい。